

企業結合審査の考え方

(平成 29 年 12 月 6 日 事務総長定例記者会見配布資料)

- 1 公正取引委員会が企業結合審査を行う際の考え方については、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(いわゆる「企業結合ガイドライン」)として公表しており、需要者がどの範囲の供給者から商品・役務を調達できるかという観点から一定の取引分野(市場)の範囲の画定を行った上で、企業結合により競争を実質的に制限することとなるかどうか、つまり、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうかという観点から独占禁止法上の問題の有無の検討を行っている。
- 2 このような市場画定や独占禁止法上の問題の有無の判断基準は、欧米等の諸外国の競争当局が採用する判断基準と同様であり、国際的にみて標準的なものである。各国の競争当局とも上記のような国際標準の判断基準に基づき企業結合審査を行っており、銀行業における統合案件に係る企業結合審査も同様である。
- 3 例えば、米国の競争当局である司法省は、複数の地域の銀行の統合案件について、一又は複数の郡から成る特定の地域における事業性融資という市場を画定し、当該市場において競争上の問題が生じるとして、統合を計画している銀行の店舗を第三者に譲渡することを条件に統合を認めている。
また、ドイツの競争当局である連邦カルテル庁においても、地域の銀行案件について、特定地域における事業性融資という市場を画定し、当該市場において競争が制限されるとして禁止決定を行った事例が存在する。
- 4 一方、日本では、地方銀行の統合案件について、平成 2 年及び 3 年に店舗譲渡を条件に統合が認められた案件が 1 件ずつあったものの禁止されておらず、その他全ての案件において店舗等の譲渡を条件とせずに独占禁止法上の問題はないと判断されている。最近 10 年間(平成 20 年度から 29 年度)でみても、14 件の地方銀行の統合案件が第 1 次審査で店舗等の譲渡を条件とせずに独占禁止法上の問題はないと判断されており、その中には、同一県内(三重県)の地方銀行である第三銀行及び三重銀行の統合案件(平成 29 年)も含まれる。
- 5 なお、地方銀行は、事業活動を行う地域が本店が所在する県等に限定されているわけではなく、実際に県域を越えて事業活動を行っている地方銀行や他県の地方銀行との連携や統合を行う地方銀行は多数存在する。また、「平成 29 年事務年度金融行政方針」(金融庁・平成 29 年 11 月公表)においても、「単純な金利競争による貸出規模の拡大により収益を確保することは現実的ではなく」、「地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供」等の「持続可能なビジネスモデルの構築」が求められると指摘されているように、地方銀行の競争手段は多様である。

問い合わせ先：公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

電話 03-3581-3719(直通)